

大津市市長交際費の支出及び支出状況の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長交際費の支出及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出)

第2条 交際費は、市政の円滑な執行に資すると認められる場合に、交際上必要と認められる相手に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の額を支出するものとする。

2 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 慶事、祝賀会等のお祝いに係る経費
- (2) 弔慰 葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 会費 懇談会、意見交換会等への参加に係る経費
- (4) 名刺 名刺に係る経費
- (5) 接遇 視察、折衝等に係る記念品等の経費
- (6) 協賛 協賛、激励等に係る経費
- (7) その他 前各号に掲げるもののほか、交際上、市長が特に支出する必要があると認める経費

(交際費の公表)

第3条 交際費の支出状況の公表（以下「交際費の公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第7条各号に掲げる情報については、公表しない。

(公表の時期)

第4条 交際費の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 交際費の公表は、大津市役所政策調整部市政情報課及びインターネットの大津市ホームページ内において一般の縦覧に供する方法により行うものとする。

(公表の期間)

第6条 交際費の公表は、当該交際費を支出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出及び交際費の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に支出する交際費について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、同日以後に支出する交際費について適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、同日以後に支出する交際費について適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に支出する交際費について適用する。